

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年10月26日 06時20分ごろ
発生場所	千葉県鴨川市江見漁港南西方沖 江見港前島灯台から真方位216° 770m付近 (概位 北緯35° 03.0′ 東経140° 03.4′)
事故の概要	漁船運湧丸は、操業中、転覆した。
事故調査の経過	令和6年11月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 運湧丸、0.66トン
船舶番号、船舶所有者等	CB3-30894（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2～4m/s、視界 良好 海象：うねり 波向西、波高約1m、海水温 約19℃ 鴨川市には、10月25日04時08分に波浪注意報が発表され、 本事故時も継続中であった。 日出時刻：05時55分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、伊勢えび刺し網漁の目的で、江見漁港を出航し、同漁港南西方沖の漁場で操業していたところ、右舷船尾方より高波が舷側を越えて大量に甲板に打ち込み、排水口からの排水が間に合わずに船体が沈み、動揺で船体が右舷側に傾斜して転覆した。 本船は、転覆した後、付近の海岸に漂着した。 船長は、転覆した際、海中に投げ出されたが、泳いで鴨川市大島に上陸した。 船長は、出航前、天気予報を見て、江見漁港沖を確認して操業を行っても大丈夫と判断したが、同予報を詳細に確認していなかったため波浪注意報が発表されていることを知らず、出航後、波高が急変するとは思わなかった。 船長は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、波浪注意報が発表されている状況下、船長が、同注意報の発表を知らず、操業を行っても大丈夫と思って出航したことから、波高が急変するとは思わずに江見漁港南西方沖で操業を行っていた際、高波が右舷船尾方から舷側を越えて大量に甲板に打ち込み、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。

	船長は、出航前に気象情報を詳細に確認していなかったことから、出航して操業を行っていたものと考えられる。 船長は、波浪注意報が発表されていることを知っていれば、高波が発生する可能性があることを出航前に予想できたものと考えられる。 本事故発生場所において高波が発生した状況については具体的な情報が得られず、明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、波浪注意報が発表されている状況下、船長が、出航前に気象情報を詳細に確認していなかったため、波高が急変するとは思わずに江見漁港南西方沖で操業を行っていた際、高波が右舷船尾方から舷側を越えて大量に打ち込み、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、出航前に気象及び海象情報を入手する際、警報及び注意報の発表状況も必ず確認し、波浪注意報等が発表されているときは出航を控えること。 ・ 小型船舶の船長は、出航後、天候の急変が予想される場合は早めに帰航又は避難すること。